

「ブロックチェーン技術を活用した再エネ CO2 削減価値創出モデル事業」
課題検討協議会 設置要綱

平成 30 年 5 月 25 日

1. 趣旨

地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月閣議決定）においては、地球温暖化問題は、社会経済活動・地域社会・国民生活全般に深く関わることから、全ての主体の参加・連携や意識の改革、環境配慮行動の喚起が必要であり、自主的な行動喚起の促進を通じた低炭素社会にふさわしい社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開をすることとしている。

近年欧米では行動科学の理論に基づくアプローチ（ナッジ（nudge：そっと後押しする）等）により、国民一人ひとりの行動変容を直接的又は社会経済システム等の外部環境の変化を通じて間接的に促進して、社会システムやライフスタイルの変革を創出する取組が政府主導により行われ、対象者にとって自由度のある新たな政策手法として着目されている。

また、企業が自らの事業を再エネで 100%賄うことを目指す企業連合である「RE100」や、企業版 2 度目標と言われる「Science Based Targets」等のプロジェクトが国際的な潮流となっており、再エネを自ら導入し、利用することに加え、再エネが有する CO2 削減価値を取引することに対する期待が高くなっている。

こうした背景を踏まえ、環境省においては、新規の又は追加的な再エネ活用に取り組むよう行動変容を促すため、平成 30 年度よりブロックチェーン技術を活用した再エネ CO2 削減価値創出モデル事業（環境省事業）を実施している。そして、これまで十分な評価又は活用が難しかった自家消費される再エネの CO2 削減に係る環境価値を創出し、当該価値を低コストかつ自由に取引できるシステムを、ブロックチェーン技術や人工知能技術等を活用すると共に IoT 化を推進することで構築することを目指し、課題検討を進めるため、本課題検討協議会を設置する。

2. 協議会の参加メンバー

- (1) 本課題検討協議会は、環境省及び環境省事業者の他、関係行政機関、企業等の関係団体及び有識者等が参加できることとし、参加にあたっては、委員等の特段の役職を担うことを求めるものではなく、また、委員等の役職を担う固定のメンバーは設けない。また、一般から広く傍聴を求めることができることとする。
- (2) 事務局は、環境省及び環境省事業者が担当する。

3. 検討事項

自家消費される再エネの CO2 削減に係る環境価値を創出し、取引するシステムを構築することを目指し、実現可能性に関する課題を検討する。

4. その他

- (1) 本課題検討協議会は、環境省が開催する。
- (2) 本課題検討協議会は、環境省が議事内容により公開・非公開を判断する。
- (3) 傍聴の可否については、環境省が判断する。
- (4) 本要綱に記載のないものについては、別途定めるものとする。